

県内測量業者の測量士又は測量士補の人数の変更届について

県内測量業者（秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受けた者のうち、県内に主たる営業所を置き、測量業務に係る部門の資格認定を受けたものをいう。以下同じ。）は、測量士又は測量士補（以下「測量士等」という。）の保有状況に変更が生じた場合、次により速やかに測量士等の人数の変更届（以下「人数変更届」という。）を提出してください。

1 人数変更届の受付

県内測量業者の人数変更届の提出は、**増員・減員ともに随時**受付します。

2 人数変更届の必要書類

人数変更届の提出に当たっては、①から③までに掲げる共通書類を提出してください。

なお、増員の場合は、④に掲げる確認書類を添えて提出してください。

《共通書類》

- ① 参加資格申請書変更届
- ② 技術者保有数（様式1－4・変更届用）
- ③ 技術者経歴書（様式3・変更届用）

《増員となる者に係る確認書類》

- ④ 測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の写し（届出日前おおむね1か月以内に発行されたもの）

3 その他

建設コンサルタント業務等入札参加資格審査（定期年審査）申請書に記載した測量士等の人数について、保有人数の審査基準日から有効期間開始日までの間に変更のあった県内測量業者は、有効期間開始後速やかに人数変更届を提出してください。

担 当 秋田県建設部建設政策課
建設業チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電 話 018（860）2425